

BBIQモバイルルーター（WiMAX2+）サービス 契 約 約 款

（平成30年5月）

株式会社QTnet

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このBBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービス契約約款(料金表を含みます。以下「約款」といいます。)を定め、これによりBBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 BBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービス	UQコミュニケーションズ株式会社(以下「特定事業者」といいます。)が提供する電気通信回線設備を使用して行う電気通信サービス
4 BBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービス取扱所	BBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービスに関する業務を行う事業所
5 BBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービス契約	当社からBBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービスの提供を受けるための契約約款に基づく契約
6 契約者	当社とBBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービス契約を締結している者
7 料金月	1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間
8 移動無線装置	BBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービス契約に基づいて、陸上(河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。)において使用されるアンテナ及び無線送受信装置
9 無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるための当社の電気通信設備
10 契約者回線	BBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービス契約に基づいて無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
11 契約者識別番号	契約者を識別するための番号であって、BBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービス契約に基づいて当社が契約者に割り当てるもの
12 UIMカード	契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社がBBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービスの提供のために契約者に貸与するもの

13 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
14 自営電気通信設備	電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
15 相互接続点	特定事業者と特定事業者以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（特定事業者が別に定める電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
16 協定事業者	特定事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者
17 契約者回線等	(1) 契約者回線及び契約者回線にパケット通信網を介して接続される電気通信網であって、当社又は特定事業者が必要に応じ設置する電気通信設備 (2) 相互接続点
18 ノーリミットモード	利用可能な通信をW i M A X通信のみに制限するW i M A X 2 +機器の機能であって、特定業者が指定する仕様に準拠したもの
19 ハイスピードモード	利用可能な通信をW i M A X通信及びW i M A X 2 +通信のみに制限するW i M A X 2 +機器の機能であって、特定事業者が指定する仕様に準拠したもの
20 ハイスピードプラスエリアモード	利用可能な通信をW i M A X通信及びL T E通信のみに制限するW i M A X 2 +機器の機能であって、特定業者が指定する仕様に準拠したもの
21 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
22 ユニバーサルサービス料	事業法に定められた「ユニバーサルサービス制度」に基づき、ユニバーサルサービス（加入電話、公衆電話、緊急通報などの国民生活に不可欠な電話サービス）を全国で公平かつ安定的に利用できる環境を確保するために拠出する基金

第2章 契約

(契約の単位)

第4条 当社は、コンピュータ通信網サービス第3種契約者回線1回線ごとに、又はBBIQメールプラン1契約ごとに2を上限として、BBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービス契約を締結します。

2 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1のBBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービス契約を締結します。この場合、契約者は、1のBBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービス契約につき1人に限ります。

(契約の申込)

第5条 BBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービス契約の申込みは、当社が定める方法により、当社に対し、行っていただきます。

2 契約の申込みをした者は、申込みを取り消しようとするときは、契約者回線の提供開始日までに、そのことをBBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

3 前項の規定による通知に基づき、当社が契約申込みの取り消しを承諾した場合、契約の申込みをした者は料金表に定める一切の料金の支払いを要しません。

(契約申込の承諾)

第6条 当社は、BBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

(1) 申込みをした者が、過去に第14条(当社が行う契約の解除)に定める理由により解除されたことがあるとき、又は過去に第21条(利用停止)に定める理由により利用停止を受けたことがあるとき、若しくはそのおそれがあるとき。

(2) 前条に基づき申し込まれた内容に虚偽の記載があったとき。

(3) BBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービスを提供することが技術的その他の理由により困難なとき。

(4) 契約の申込みをした者と連絡が取れず、当社がBBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービス契約の提供に必要な情報を得ることができない状態が、一定期間継続したとき。

(5) 当社のコンピュータ通信網サービス第3種契約者回線の終端の場所に、又はBBIQメールプランの申込の際に申告した居住地に、契約の申込みをした者の居住事実がないとき、若しくは居住地が判明しないとき。

(6) 第44条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。

(7) 当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(8) その他当社が適当でないと判断したとき。

4 本条第1項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しません。

(1) 当社の第3種コンピュータ通信網サービス又はBBIQメールプランの契約を締結していない、又は契約申込みをしていない者の契約の申込みがあったとき。

(2) 当社の第3種コンピュータ通信網サービス又はBBIQメールプランの利用停止を受け、その利用停止期間中の者の契約の申込みがあったとき。

(提供開始日)

第7条 契約者回線の提供開始日は、当社が移動無線装置を発送した日の10日後、又は初回の課金対象パケットが発生した日のいずれか早いほうの日とします。

(基本契約期間)

第8条 B B I Qモバイルルーター (W i M A X 2 +) サービスには、基本契約期間があります。

2 前項の基本契約期間は、契約者回線の提供開始日 (第3項の規定により更新されたものであるときは、その更新があった日とします。) を含む料金月から起算して24ヶ月間とします。

3 当社は、基本契約期間が満了した場合は、その満了する月の翌料金月の初日に基本契約期間を更新して適用します。また、基本契約期間満了月の翌料金月を更新月とします。

4 契約者は、契約移行月以外で、B B I Qモバイルルーター (W i M A X 2 +) サービス契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表 (料金) に規定する額を支払っていただきます。

(契約者識別番号)

第9条 B B I Qモバイルルーター (W i M A X 2 +) サービスの契約者識別番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めます。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、B B I Qモバイルルーター (W i M A X 2 +) サービスの契約者識別番号を変更することがあります。

(B B I Qモバイルルーター (W i M A X 2 +) サービスの利用の一時中断)

第10条 当社は、契約者から当社所定の方法により請求があったときは、B B I Qモバイルルーター (W i M A X 2 +) サービスの利用の一時中断 (その契約者識別番号を他に転用することなくB B I Qモバイルルーター (W i M A X 2 +) サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。) を行います。

(契約者の氏名等の変更の届出)

第11条 契約者は、氏名、名称、住所、その他B B I Qモバイルルーター (W i M A X 2 +) サービス契約に必要な事項について変更があったときは、そのことを速やかにB B I Qモバイルルーター (W i M A X 2 +) サービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

3 前2項に規定する変更の申し出を怠ったことにより不利益を被った場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

4 当社は、本条第1項の契約事項の変更の届出があった場合、第6条 (契約申込の承諾) の規定に準じて取扱います。

(利用権の譲渡の禁止)

第12条 B B I Qモバイルルーター (W i M A X 2 +) サービスに係る利用権 (契約者が契約に基づいてB B I Qモバイルルーター (W i M A X 2 +) サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。) は、譲渡することができません。

(契約者が行う契約の解除)

第13条 契約者は、契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめBBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。また、解約の受付が毎月1日～20日の場合は当月末日を、21日～末日の場合は翌月末日を解約日とします。

(当社が行う契約の解除)

第14条 当社は、第21条(利用停止)の規定によりBBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないときは、その契約を解除することがあります。

2 当社は、BBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービス契約者が次のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、BBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービスの利用停止をしないでそのBBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービス契約を解除することができるものとします。

(1) BBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービス契約者が第21条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合、又は申込みの際に申告事項に虚偽の記載がある場合において、当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと当社が判断したとき。

(2) BBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービス契約者に対する差押え、又は仮差押えの申し立てがあったとき。

(3) BBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービス契約者に対する破産、民事再生手続、個人債務者再生手続の申し立てがあったとき。

(4) BBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービス契約者と連絡が取れず、当社がBBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービスの提供に必要な情報を得ることができない状態が、一定期間継続したとき。

(5) コンピュータ通信網サービス第3種契約者回線の終端の場所に、又はBBIQメールプランの申込の際に申告した居住地に、BBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービス契約者の居住事実がないとき、若しくは居住地が判明しないとき。

(6) BBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービス契約者が死亡または解散したことを当社が知ったとき。

3 当社は、第3種コンピュータ通信網サービスの契約を解除し、BBIQメールプランの契約を締結しなかったとき、又はBBIQメールプランの契約を解除し、第3種コンピュータ通信網サービスの契約を締結しなかったときは、そのBBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービス契約を解除します。

4 当社は、前3項の規定によりそのBBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービス契約を解除しようとするときは、原則としてあらかじめBBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービス契約者にそのことを通知します。ただし、BBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるときは、この限りではありません。

(その他の提供条件)

第15条 BBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービス契約に関するその他の提供条件については、別記1に定めるところによります。

第3章 UIMカードの貸与等

(UIMカードの貸与等)

第16条 当社は、契約者に対し、UIMカードを貸与します。この場合において、貸与するUIMカードの数は、1のBBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービス契約につき1とします。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するUIMカードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

(契約者識別番号その他の情報の登録等)

第17条 当社は、次の場合に、当社の貸与するUIMカードに契約者識別番号その他の情報の登録等を行います。

2 当社は、前項の規定によるほか、第9条(契約者識別番号)第2項又は第40条(修理又は復旧の場合の暫定処置)の規定により契約者識別番号を変更する場合は契約者識別番号等の登録を行います。

(UIMの情報消去及び破棄)

第18条 契約者は、当社から貸与を受けているUIMカードを利用しなくなった場合には、当社の指示に従ってそのUIMカードに切り込みを入れ、これを破棄していただきます。

ただし、契約者は、当社から特段の指示があったときは、当社が指定するサービス取扱所へそのUIMカードを返却していただきます。

(UIMカードの管理責任)

第19条 UIMカードの貸与を受けている契約者は、そのUIMカードを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

2 UIMカードの貸与を受けている契約者は、UIMカードについて盗難にあった場合、紛失した場合又は毀損した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。

3 当社は、第三者がUIMカードを利用した場合であっても、そのUIMカードの貸与を受けている契約者が利用したものとみなして取り扱います。

4 当社は、UIMカードの盗難、紛失又は毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

第4章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第20条 当社は、次の場合には、BBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社又は特定事業者の電気通信設備の保守上又は工事にやむを得ないとき。
- (2) 第24条(通信利用の制限)又は第25条の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、本条の規定によりBBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをその契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第21条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間(BBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービスの料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、第2号、又は第3号の規定に該当するときは、当社が契約者本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを、BBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービス取扱所に提出していただくまでの間)、そのBBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき、あるいは支払われないおそれがあるとき(支払期日を経過した後に支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。)
- (2) BBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービス契約の申込みに当たって事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (3) 第11条(契約者の氏名等の変更の届出)の規定に違反したとき、又は同条の規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
- (4) 第44条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (5) 契約者回線に端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (6) 別記2若しくは3の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等(別記4に規定する技術基準及び技術的条件をいいます。以下同じとします。)に適合していると認められない端末設備若しくは自営電気通信設備の契約者回線への接続を取りやめなかったとき。
- (7) 別記5、6、7又は8の規定に違反したとき。
- (8) 第34条(預託金)に規定する預託金を預け入れないとき。

2 当社は、本条の規定によりBBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日等をその契約者に通知します。

ただし、第11条(契約者の氏名等の変更の届出)に規定する届出を怠ったことにより通知できない場合には、通知を行ったものとみなします。

3 本条に基づきBBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービスの利用停止がなされた場合でも、BBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービス契約が解除されるまでの期間のBBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービスに係る料金等を支払う義務を負います。

第5章 通 信

(電波伝播条件による通信場所の制約)

第22条 通信は、その移動無線装置がサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。

ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

(注) 本条に規定するサービス区域については、特定事業者のUQ通信サービス契約約款に準ずるものとします。

(相互接続に伴う通信)

第23条 相互接続点との間の通信は、相互接続協定等に基づき当社又は特定事業者が定めた通信に限り行うことができます。

2 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、その協定事業者に係る他網相互接続通信（この約款で提供するBBIQモバイルルーター（WiMAX2+）サービス以外の電気通信サービスに係る電気通信設備における通信をいいます。以下同じとします。）を行うことはできません。

(通信利用の制限)

第24条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うための通信利用の制限については、特定事業者のUQ通信サービス契約約款に準ずるものとします。

第25条 前条の規定による場合のほか、電気通信設備の安定的な運用又はBBIQモバイルルーター（WiMAX2+）サービスの円滑な提供を図るため、当社は、契約者に事前に通知することなく次の通信利用の制限を行うことがあります。

この場合において、当社は、本項に規定する通信利用の制限のために必要となる通信に係る情報の収集、分析及び蓄積を行う場合があります。

- (1) 通信が著しくふくそうする場合に、通信時間又は特定地域の契約者回線等への通信の利用を制限すること。
- (2) WiMAX2+通信及びLTE通信について、1料金月における総情報量(通信の相手方に到達しなかったものを含み、WiMAX2+通信とLTE通信の双方の情報量を合算したものとします。)が7,516,192,768バイト(7ギガバイト)を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、そのWiMAX2+回線及びLTE回線に係る通信の伝送速度を最高128Kbit/sに制限すること。
- (3) パケット通信を行うために設定された契約者回線を一定時間以上継続して保留し当社又は特定事業者の電気通信設備を占有する等、その通信がBBIQモバイルルーター（WiMAX2+）サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。
- (4) 契約者が別記12に規定する禁止行為を行った場合に、その通信の切断又は制限を行うこと。
- (5) 一定期間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限又は中止すること。

2 当社は前項における規定のほか、BBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービスに関して、次の処置をとることがあります。

- (1) 一定時間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する処置
- (2) 別に定める条件に従って、通信速度を制限する措置。

第6章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第26条 B B I Qモバイルルーター (W i M A X 2 +) サービスに係る料金は、料金表第1表 (料金) に定めるところによります。

2 B B I Qモバイルルーター (W i M A X 2 +) サービスの工事に関する費用は、料金表第2表 (工事費) に定めるところによります。

第2節 料金等の支払義務

(基本使用料の支払義務)

第27条 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供開始日を含む暦月から起算して契約の解除があった日を含む暦月までの期間 (提供を開始した暦月と解除があった暦月が同一の月である場合は、1月間とします。) について、料金表第1表第1 (基本使用料) に規定する料金の支払いを要します。

ただし、この約款又は料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により B B I Qモバイルルーター (W i M A X 2 +) サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、B B I Qモバイルルーター (W i M A X 2 +) サービスを利用できなかった期間中の基本使用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由によりその B B I Qモバイルルーター (W i M A X 2 +) サービスを全く利用することができない状態 (その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。) が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間 (24時間の倍数である部分に限ります。) について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する基本使用料

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(注) 基本使用料の日割りについては、料金表通則に定めるところによります。

(手続きに関する料金の支払義務)

第28条 契約者は、B B I Qモバイルルーター (W i M A X 2 +) サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第2 (手続きに関する料金) に規定する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(契約解除料の支払義務)

第29条 契約者は最低利用期間中に通常料金契約の解除があったときは、料金表第1表第1(2)に(契約解除料)規定する契約解除料の支払いを要します。

(LTEオプション料の支払い義務)

第30条 契約者はBBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービスにおいて、ハイスピードプラスエリアモードによる通信が行われた料金月について、料金表第1表第3の(LTEオプション料)に規定するLTEオプション料の支払いを要します。

(ユニバーサル料の支払い義務)

第31条 契約者は、料金月の末日が経過した時点でBBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービスの提供を受けていたときは、料金表第1表第4(ユニバーサルサービス料)に規定するユニバーサルサービス料の支払いを要します。

2 契約者はユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社がユニバーサルサービス料を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。

(工事費の支払義務)

第32条 契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事費)に定める工事費の支払いを要します。

ただし、その工事の着手前にその契約の解除又はその請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

第3節 料金の計算及び支払い

(料金の計算及び支払い)

第33条 料金の計算方法ならびに料金及び工事費の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 預託金

(預託金)

第34条 契約者は、次の場合には、BBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービスの利用に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。

(1) BBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービス契約の申込みの承諾を受けたとき。

(2) 第21条(利用停止)第1項第1号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。

2 預託金の額は、10万円以内で当社が別に定める額とします。

3 預託金については、無利息とします。

4 当社は、そのBBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービス契約の解除等、預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。この場合において、その契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還する預託金をその額に充当し、残額を返還します。

第5節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第35条 契約者は、料金又は工事費の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第36条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について、年10%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第7章 保 守

(契約者の維持責任)

第37条 契約者は、端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準及び技術的条件（昭和60年郵政省令第31号）等に適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定のほか、契約者は、端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第38条 契約者は、端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、BBIQモバイルルーター（WiMAX2+）サービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者に通知します。

3 当社は、前項の試験により当社が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧)

第39条 当社は、当社又は特定事業者の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。

ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

2 前項の場合において、当社は、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第24条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するための修理又は復旧の順位については、特定事業者のUQ通信サービス契約約款に準ずるものとします。

(修理又は復旧の場合の暫定措置)

第40条 当社は、当社又は特定事業者の電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的にその契約者識別番号を変更することがあります。

第8章 損害賠償

(責任の制限)

第41条 当社は、BBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのBBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、BBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する料金表第1表第1(基本使用料)に規定する料金を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

(1) 料金表第1表第1(基本使用料)に規定する料金

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

4 当社は、BBIQモバイルルーター(WiMAX2+)サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

(免責)

第42条 当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている内容等が変化又は消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、技術基準等の規定の変更に伴い、現に契約者回線に接続されている端末設備又は自営電気通信設備の改造等をしなければならなくなったときは、当社は、その変更に係る端末設備又は自営電気通信設備の機能の改造等に要する費用に限り負担します。

第9章 雑 則

(承諾の限界)

第43条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき、又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

(利用に係る契約者の義務)

第44条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき、又は端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 端末設備若しくは自営電気通信設備に登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出しし、変更し、又は消去しないこと。

(4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様でBBIQモバイルルーター（WiMAX2+）サービスを利用しないこと。

なお、別記12に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。

(法令に規定する事項)

第45条 BBIQモバイルルーター（WiMAX2+）サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(閲覧)

第46条 この約款において当社が別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

別 記

1 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、すみやかにBBIQモバイルルーター（WiMAX2+）サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

2 端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) 当社の係員は、(1)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- (3) 契約者は、(1)の検査を行った結果、端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

3 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記2の規定に準じて取り扱います。

4 端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準等

技術基準等
端末設備規則（昭和60年郵政省令第31号）

5 端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

- (1) 契約者は、契約者回線に接続されている端末設備（移動無線装置に限ります。以下この別記5において同じとします。）について、電波法（昭和25年法律第131号）の規定に基づき、特定事業者が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その端末設備の使用を停止して、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう修理等を行っていただきます。
- (2) 当社は、(1)の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
- (3) 契約者は、(2)の検査等の結果、端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

6 端末設備の電波法に基づく検査

別記5に規定する検査のほか、端末設備（移動無線装置に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、別記5の(2)及び(3)の規定に準ずるものとします。

7 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取扱いについては、別記5の規定に準ずるものとします。

8 自営電気通信設備の電波法に基づく検査

自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、別記6の規定に準ずるものとします。

9 端末設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、端末設備（移動無線装置にあつては、契約者回線に接続することができるものに限ります。以下この別記9において同じとします。）を接続するときは、当社所定の書面により、BBIQモバイルルーター（WiMAX2+）サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が別記4の技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が(2)の技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - ア 事業法第50条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) 当社の係員は、(3)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者が、その端末設備を変更したときについても、(1)から(4)までの規定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、その契約者回線への端末設備の接続を取りやめたときは、そのことをBBIQモバイルルーター（WiMAX2+）サービス取扱所に通知していただきます。

10 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備（移動無線装置にあつては、契約者回線に接続することができるものに限ります。以下この別記10において同じとします。）を接続するときは、当社所定の書面により、BBIQモバイルルーター（WiMAX2+）サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が別記4の技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) 当社の係員は、(3)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(4)までの規定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、その契約者回線への自営電気通信設備の接続を取りやめたときは、そのことをBBIQモバイルルーター（WiMAX2+）サービス取扱所に通知していただきます。

11 検査等のための端末設備の持込み

契約者は、次の場合には、その端末設備（移動無線装置に限ります。以下この別記11において同じとします。）若しくは自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を、当社が指定した期日にBBIQモバイルルーター（WiMAX2+）サービス取扱所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

- (1) 契約者識別番号の登録等を行うとき。
- (2) 別記2又は9の規定に基づく端末設備の検査を受けるとき。
- (3) 電波法に基づく端末設備又は自営電気通信設備の検査を受けるとき。

12 BBIQモバイルルーター（WiMAX2+）サービスの利用における禁止行為

- (1) 他人の知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権等）、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) （詐欺、業務妨害等の）犯罪行為、又はこれを誘発若しくは扇動する行為
- (5) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれのある行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
- (6) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為
- (7) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (8) BBIQモバイルルーター（WiMAX2+）サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (9) 他人になりすましてBBIQモバイルルーター（WiMAX2+）サービスを利用する行為（偽装するためにメールヘッダー等の部分に細工を行う行為を含みます。）
- (10) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (11) 本人の同意を得ること無く不特定多数の者に対し、商業的宣伝若しくは勧誘の電子メールを送信する行為及びボイスモードに係る通信をする行為
- (12) 本人の同意を得ること無く、他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある電子メールを送信する行為及びボイスモードに係る通信をする行為
- (13) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
- (14) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクを張る行為
- (15) 公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為
- (16) ボイスモードの利用において、故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為
- (17) 当社が提供するBBIQモバイルルーター（WiMAX2+）サービスを、当社の承諾なしに契約者以外に提供する行為

料金表

通 則

(料金の計算方法等)

- 1 料金の計算は、この料金表に規定する税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。
- 2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料は料金月に従って計算します。
ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

(基本使用料の日割り)

- 4 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料をその利用日数に応じて日割りします。
ただし、料金表に別に定める場合は、この限りではありません。
(1) 第27条（基本使用料の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。
(2) 第3項の規定により、料金月の起算日の変更があったとき。
- 5 前項第1号の規定による基本使用料の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第27条（基本使用料の支払義務）第2項第3号に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。
- 6 第4項第2号の規定による基本使用料の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

(端数処理)

- 7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、この料金表に別段の定めがあるときを除き、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 8 契約者は、料金及び工事費について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 9 前項の場合において、料金及び工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括払い)

- 10 当社は、当社に特別の事情がある場合は、8の規定に係わらず、契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただく事があります。

(消費税相当額の加算)

- 11 第27条（基本使用料の支払義務）から第32条（工事費の支払義務）までの規定等により料金表に定める料金支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金等の臨時減免)

- 12 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、料金表及び約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事費を減免することがあります。

第1表 料金

第1 基本使用料

1 適用

区分	内容										
(1) 基本使用料の適用	<p>ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおりとなります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>BBIQモバイルルーター（WiMAX 2+）サービス</td> <td>無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（その無線局の免許人が特定事業者であるものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して、パケット交換方式によりデータを送り、又は受ける通信サービス</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ WiMAX 2+サービスについて、以下の種類があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7GB</td> <td>月間通信容量が7GBまでのもの</td> </tr> <tr> <td>月間データ量制限なし</td> <td>月間の通信容量制限がなしのもの</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	BBIQモバイルルーター（WiMAX 2+）サービス	無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（その無線局の免許人が特定事業者であるものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して、パケット交換方式によりデータを送り、又は受ける通信サービス	種類	内容	7GB	月間通信容量が7GBまでのもの	月間データ量制限なし	月間の通信容量制限がなしのもの
種類	内容										
BBIQモバイルルーター（WiMAX 2+）サービス	無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（その無線局の免許人が特定事業者であるものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して、パケット交換方式によりデータを送り、又は受ける通信サービス										
種類	内容										
7GB	月間通信容量が7GBまでのもの										
月間データ量制限なし	月間の通信容量制限がなしのもの										
(2) 基本契約期間内に契約者回線の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア BBIQモバイルルーター（WiMAX 2+）サービスには、基本契約期間があります。</p> <p>イ 契約者は、基本契約期間内に契約の解除等があった場合は、第27条（基本使用料の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、以下の料金を、一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 基本契約期間が満了した場合は、その満了月の翌料金月の初日に基本契約期間を更新して適用します。また、基本契約期間満了月の翌料金月を更新月とします。</p> <p style="text-align: right;">1 契約者回線ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">契約解除料</td> <td>(ア) 利用開始月から13ヵ月</td> <td>19,000円（税抜き）</td> </tr> <tr> <td>(イ) 14ヵ月目～23ヵ月目</td> <td>14,000円（税抜き）</td> </tr> <tr> <td>(ウ) (ア)、(イ)以外での基本契約期間中の解約</td> <td>9,500円（税抜き）</td> </tr> </tbody> </table> <p>但し、基本契約期間満了日を含む料金月及びその翌月に解約があった場合には請求しない。</p>	区分		料金額	契約解除料	(ア) 利用開始月から13ヵ月	19,000円（税抜き）	(イ) 14ヵ月目～23ヵ月目	14,000円（税抜き）	(ウ) (ア)、(イ)以外での基本契約期間中の解約	9,500円（税抜き）
区分		料金額									
契約解除料	(ア) 利用開始月から13ヵ月	19,000円（税抜き）									
	(イ) 14ヵ月目～23ヵ月目	14,000円（税抜き）									
	(ウ) (ア)、(イ)以外での基本契約期間中の解約	9,500円（税抜き）									

2 料金額

月額基本使用料

コース	利用開始月～25ヵ月目	26ヵ月目以降
7GBコース	3,400円(税抜)	
月間データ量制限なしコース	4,100円(税抜)	

第2 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容	
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。	
	料金種別	内 容
	契約事務手数料	BBIQモバイルルーター（WiMAX2+）サービスの契約の申し込みを行い、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	UIM再発行手数料	UIMカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなUIMカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

2 料金額

区 分	単 位	料金額(税抜き)
契約事務手数料	1 契約ごとに	3,000円(税抜き)
UIM再発行手数料	1 請求ごとに	2,000円(税抜き)
Speed Wi-Fi NEXT WX01 クレードル	1 台ごとに	0円(税抜き)

第3 LTEオプション利用料

区 分	単 位	料金額
LTEオプション利用料	1 契約者識別番号ごとに月額	1,005円(税抜き)

第4 ユニバーサルサービス料

区 分	単 位	料金額
ユニバーサルサービス料	1 契約者識別番号ごとに月額	当社が別に定める料金

附則

(実施期日)

1 この約款は、平成26年7月22日から実施します。

(特例措置)

2 平成26年7月22日から平成26年9月30日までの間に、本サービスの申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月とその翌月について、料金表第1表(第1)に規定する基本使用料に0円を適用します。

附則

(特例措置)

平成26年10月1日から平成26年11月30日までの間に、本サービスの申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月について、料金表第1表(第1)に規定する基本使用料に0円を適用します。

附則

(特例措置)

平成26年12月1日から平成27年1月31日までの間に、本サービスの申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月について、料金表第1表(第1)に規定する基本使用料に0円を適用します。

附則

(特例措置)

平成27年2月1日から平成27年8月9日までの間に、本サービスの申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月について、料金表第1表(第1)に規定する基本使用料に0円を適用します。

附則

(特例措置)

平成27年8月10日から平成27年9月30日までの間に、本サービスの申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月について、料金表第1表(第1)に規定する基本使用料に0円を適用します。

平成27年8月10日から平成27年9月30日までの間に、月間データ量制限なしのプランに申込みがあった場合は、当社は別に定める料金により、その契約者回線が提供された日を含む翌月と翌々月について、料金表第1表(第1)に規定する基本使用料に3,400円を適用します。

附則

(特例措置)

1 平成27年10月1日から平成27年12月31日までの間に、本サービスの申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月について、料金表第1表(第1)に規定する基本使用料に0円を適用します。

2. 平成27年10月1日から平成27年12月31日までの間に、月間データ量制限なしのプランに申込みがあった場合は、当社は別に定める料金により、その契約者回線が提供された日を含む翌月と翌々月について、料金表第1表（第1）に規定する基本使用料に3,400円を適用します。
3. 平成27年10月1日から平成27年12月31日までの間に、本サービスの申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、料金表第2表（第2）に規定する契約事務手数料に0円を適用します。

附則

（特例措置）

1. 平成27年12月7日から平成28年1月31日までの間に、本サービスの申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月について、料金表第1表（第1）に規定する基本使用料に0円を適用します。
2. 平成27年12月7日から平成28年1月31日までの間に、月間データ量制限なしのプランに申込みがあった場合は、当社は別に定める料金により、その契約者回線が提供された日を含む翌月と翌々月について、料金表第1表（第1）に規定する基本使用料に3,400円を適用します。
3. 平成27年12月7日から平成28年1月31日までの間に、本サービスの申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、料金表第2表（第2）に規定する契約事務手数料に0円を適用します。

附則

（特例措置）

1. サービス名称の変更に伴い、「BBIQモバイル（WiMAX2+）」の表記を「BBIQモバイルルーター（WiMAX2+）」へ変更。
2. 平成28年2月1日から平成28年4月30日までの間に、本サービスの申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月について、料金表第1表（第1）に規定する基本使用料に0円を適用します。
3. 平成28年2月1日から平成28年4月30日までの間に、月間データ量制限なしのプランに申込みがあった場合は、当社は別に定める料金により、その契約者回線が提供された日を含む翌月と翌々月について、料金表第1表（第1）に規定する基本使用料に3,400円を適用します。
4. 平成28年2月1日から平成28年4月30日までの間に、本サービスの申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、料金表第2表（第2）に規定する契約事務手数料に0円を適用します。

附則

（特例措置）

1. この改正規定は、平成28年2月1日から平成28年4月30日までの間に実施した特例措置を、平成28年5月10日まで延長し実施します。

- 2.平成28年2月1日から平成28年5月10日までの間に、本サービスの申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月について、料金表第1表（第1）に規定する基本使用料に0円を適用します。
- 3.平成28年2月1日から平成28年5月10日までの間に、月間データ量制限なしのプランに申込みがあった場合は、当社は別に定める料金により、その契約者回線が提供された日を含む翌月と翌々月について、料金表第1表（第1）に規定する基本使用料に3,400円を適用します。
- 4.平成28年2月1日から平成28年5月10日までの間に、本サービスの申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、料金表第2表（第2）に規定する契約事務手数料に0円を適用します。

附則

（特例措置）

- 1.この改正規定は、平成28年2月1日から平成28年4月30日までの間に実施した特例措置を、平成28年5月10日まで延長し実施します。
- 2.平成28年2月1日から平成28年5月10日までの間に、本サービスの申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月について、料金表第1表（第1）に規定する基本使用料に0円を適用します。
- 3.平成28年2月1日から平成28年5月10日までの間に、月間データ量制限なしのプランに申込みがあった場合は、当社は別に定める料金により、その契約者回線が提供された日を含む翌月と翌々月について、料金表第1表（第1）に規定する基本使用料に3,400円を適用します。
- 4.平成28年2月1日から平成28年5月10日までの間に、本サービスの申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、料金表第2表（第2）に規定する契約事務手数料に0円を適用します。

附則

（特例措置）

- 1.この改正規定は、平成28年5月11日から実施します。
- 2.平成28年5月11日から平成28年7月31日までの間に、本サービスの申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月について、料金表第1表（第1）に規定する基本使用料に0円を適用します。
- 3.平成28年5月11日から平成28年7月31日までの間に、月間データ量制限なしのプランに申込みがあった場合は、当社は別に定める料金により、その契約者回線が提供された日を含む翌月と翌々月について、料金表第1表（第1）に規定する基本使用料に3,400円を適用します。
- 4.平成28年5月11日から平成28年7月31日までの間に、本サービスの申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、料金表第2表（第2）に規定する契約事務手数料に0円を適用します。

附則

(実施期日)

- 1.この改正規定は、平成28年7月1日から実施します。

附則

(特例措置)

- 1.この改正規定は、平成28年5月11日から平成28年7月31日までの間に実施した特例措置を、平成28年9月30日まで延長し実施します。
- 2.平成28年8月1日から平成28年9月30日までの間に、本サービスの申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月について、料金表第1表(第1)に規定する基本使用料に0円を適用します。
- 3.平成28年8月1日から平成28年9月30日までの間に、月間データ量制限なしのプランに申込みがあった場合は、当社は別に定める料金により、その契約者回線が提供された日を含む翌月と翌々月について、料金表第1表(第1)に規定する基本使用料に3,400円を適用します。
- 4.平成28年8月1日から平成28年9月30日までの間に、本サービスの申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、料金表第2表(第2)に規定する契約事務手数料に0円を適用します。

附則

(特例措置)

- 1.この改正規定は、平成28年5月11日から平成28年7月31日までの間に実施した特例措置を、平成29年1月31日まで延長し実施します。
- 2.平成28年10月1日から平成29年1月31日までの間に、本サービスの申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月について、料金表第1表(第1)に規定する基本使用料に0円を適用します。
- 3.平成28年10月1日から平成29年1月31日までの間に、月間データ量制限なしのプランに申込みがあった場合は、当社は別に定める料金により、その契約者回線が提供された日を含む翌月と翌々月について、料金表第1表(第1)に規定する基本使用料に3,400円を適用します。
- 4.平成28年10月1日から平成29年1月31日までの間に、本サービスの申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、料金表第2表(第2)に規定する契約事務手数料に0円を適用します。

附則

(特例措置)

- 1.この改正規定は、平成29年2月1日から実施します。

- 2.平成29年2月1日から平成29年3月31日までの間に、本サービスの申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月について、料金表第1表（第1）に規定する基本使用料に0円を適用します。
- 3.平成29年2月1日から平成29年3月31日までの間に、月間データ量制限なしのプランに申込みがあった場合は、当社は別に定める料金により、その契約者回線が提供された日を含む翌月と翌々月について、料金表第1表（第1）に規定する基本使用料に3,400円を適用します。
- 4.平成29年2月1日から平成29年3月31日までの間に、本サービスの申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、料金表第2表（第2）に規定する契約事務手数料に0円を適用します。

附則

（特例措置）

- 1.この改正規定は、平成29年4月1日から実施します。
- 2.平成29年4月1日から平成29年7月31日までの間に、本サービスの申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月について、料金表第1表（第1）に規定する基本使用料に0円を適用します。
- 3.平成29年4月1日から平成29年7月31日までの間に、月間データ量制限なしのプランに申込みがあった場合は、当社は別に定める料金により、その契約者回線が提供された日を含む翌月と翌々月について、料金表第1表（第1）に規定する基本使用料に3,400円を適用します。
- 4.平成29年4月1日から平成29年7月31日までの間に、本サービスの申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、料金表第2表（第2）に規定する契約事務手数料に0円を適用します。

附則

（特例措置）

- 1.この改正規定は、平成29年8月1日から実施します。
- 2.平成29年8月1日から平成29年9月30日までの間に、本サービスの申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月について、料金表第1表（第1）に規定する基本使用料に0円を適用します。
- 3.平成29年8月1日から平成29年9月30日までの間に、月間データ量制限なしのプランに申込みがあった場合は、当社は別に定める料金により、その契約者回線が提供された日を含む翌月と翌々月について、料金表第1表（第1）に規定する基本使用料に3,400円を適用します。
- 4.平成29年8月1日から平成29年9月30日までの間に、本サービスの申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、料金表第2表（第2）に規定する契約事務手数料に0円を適用します。

附則

(特例措置)

1. この改正規定は、平成29年10月1日から実施します。
2. 平成29年10月1日から平成29年11月30日までの間に、本サービスの申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月について、料金表第1表（第1）に規定する基本使用料に0円を適用します。
3. 平成29年10月1日から平成29年11月30日までの間に、月間データ量制限なしのプランに申込みがあった場合は、当社は別に定める料金により、その契約者回線が提供された日を含む翌月と翌々月について、料金表第1表（第1）に規定する基本使用料に3,400円を適用します。
4. 平成29年10月1日から平成29年11月30日までの間に、本サービスの申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、料金表第2表（第2）に規定する契約事務手数料に0円を適用します。

附則

(特例措置)

1. この改正規定は、平成29年12月1日から実施します。
2. 平成29年12月1日から平成30年1月31日までの間に、本サービスの申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月について、料金表第1表（第1）に規定する基本使用料に0円を適用します。
3. 平成29年12月1日から平成30年1月31日までの間に、月間データ量制限なしのプランに申込みがあった場合は、当社は別に定める料金により、その契約者回線が提供された日を含む翌月と翌々月について、料金表第1表（第1）に規定する基本使用料に3,400円を適用します。
4. 平成29年12月1日から平成30年1月31日までの間に、本サービスの申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、料金表第2表（第2）に規定する契約事務手数料に0円を適用します。

附則

(特例措置)

1. この改正規定は、平成30年2月1日から実施します。
2. 平成30年2月1日から平成30年3月31日までの間に、本サービスの申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月について、料金表第1表（第1）に規定する基本使用料に0円を適用します。
3. 平成30年2月1日から平成30年3月31日までの間に、月間データ量制限なしのプランに申込みがあった場合は、当社は別に定める料金により、その契約者回線が提供された日を含む翌月と翌々月について、料金表第1表（第1）に規定する基本使用料に3,400円を適用します。

4. 平成30年2月1日から平成30年3月31日までの間に、本サービスの申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、料金表第2表（第2）に規定する契約事務手数料に0円を適用します。

附則

（特例措置）

1. この改正規定は、平成30年5月1日から実施します。
2. 平成30年5月1日から平成30年7月31日までの間に、本サービスの申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月について、料金表第1表（第1）に規定する基本使用料に0円を適用します。
3. 平成30年5月1日から平成30年7月31日までの間に、月間データ量制限なしのプランに申込みがあった場合は、当社は別に定める料金により、その契約者回線が提供された日を含む翌月と翌々月について、料金表第1表（第1）に規定する基本使用料に3,400円を適用します。
4. 平成30年5月1日から平成30年7月31日までの間に、本サービスの申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、料金表第2表（第2）に規定する契約事務手数料に0円を適用します。